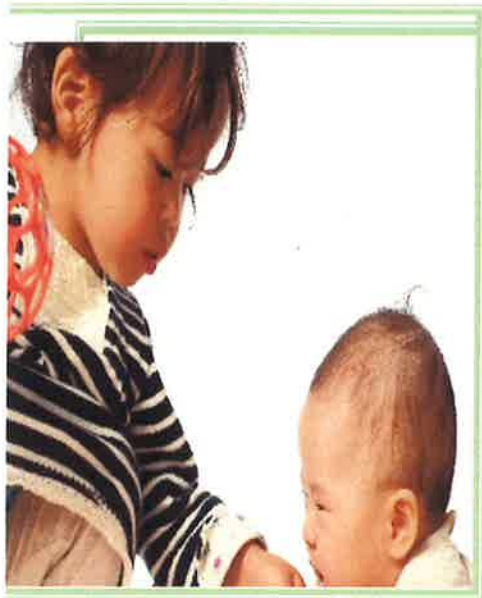


6つの基本目標の実現に向けて、21の個別目標に基づく、現状・課題、今後の方向と、目標指標を定め、大田区の役割について計画を推進していくものとしています。



<p>基本目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育ての様々な課題の解決に向けて、6つの基本目標を設定しています。
<p>個別目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標を実現するための21の個別目標を設定しています。
<p>基本施策の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標・個別目標を達成するための主な個別事業として、区が取り組むべき役割を示しています。 ・施策・事業別に担当課を示しています。

個別施策が太字のものは重点的に取り組む事業です。

このうち、**㊦**は、「子ども・子育て支援法」に定める、「教育・保育の確保」及び「地域子ども子育て支援事業」に位置づけられる事業で、第5章の関連するページと事業名を矢印で示しています。また、**未来**は、大田区基本計画「おおた未来プラン10年」に掲げる主な事業です。

基本目標 1 地域における子育て支援体制を充実します

■ 現状と課題

区では、「おおたのびのび子育てプラン（大田区次世代育成支援行動計画・後期行動計画）」に基づき、多様なニーズに応じた子育て支援サービスの提供や相談の機会を充実してきました。児童館、子ども家庭支援センターなどで行っている子育て相談では、子育てに悩みを抱える家庭を早期に発見し、専門機関に確実につなげるなど適切な支援に努めています。

近年、核家族化、地域とのつながりの希薄化、働く女性の増加、働き方の多様化など、子育て家庭の環境が大きく変化している状況があります。このような中、すべての子育て世帯の妊娠から出産、乳幼児期の育児の悩みなどに対して、気軽に相談できる場を提供し、適切な助言や公的なサービスが受けられる支援体制が求められています。加えて、地域の様々な世代の人々が子育て家庭を応援できる環境整備が必要です。

■ 今後の取り組み

地域子ども・子育て支援事業の一つである利用者支援事業として、平成 25 年 10 月に区役所本庁舎に配置した「保育サービスアドバイザー」の機能を拡充します。

また、子育て中の仲間同士の交流、地域の手助けや見守りの中で、安心して子育てができる地域づくりを進めます。

身近な地域で、適切な子育て支援サービスの利用に結びつけることができるよう、関係機関との連携をさらに強化し相談支援や情報提供を充実します。

個別目標 1-1 子育て家庭に対する相談体制の充実

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	㊦未来 保育サービスアドバイザーによる相談	多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言を行います。 ⇒P91 利用者支援事業	保育サービス課
2	㊦未来 子ども家庭支援センターの相談	子どもや子育て家庭の抱える問題や不安、悩み、疑問など、あらゆることについて、相談員が相談に応じます。「子育てひろば」で子どもと過ごしながら相談することも可能です。 ⇒P86 地域子育て支援拠点事業	子ども家庭支援センター
3	㊦未来 児童館の子育て相談	児童館で子育て全般に関する相談に対応します。 ⇒P86 地域子育て支援拠点事業	子育て支援課

No	個別施策	取り組み内容	関係課
4	㊦ 保育所の子育て相談	認可保育所で、来所または電話による育児相談を行い、地域の子育てを支援します。 ⇒P86 地域子育て支援拠点事業	保育サービス課
5	㊦ 私立幼稚園における子育て相談	子育て全般に関する相談に応じています。 (全体会や個別対応など) ⇒P86 地域子育て支援拠点事業	教育総務課 (私学行政担当)
6	㊦ 地域健康課の相談	随時、子どもや家庭の抱える健康上の問題について医師、保健師、栄養士、歯科衛生士が、面接・電話や家庭訪問などで相談に応じます。 ⇒P86 地域子育て支援拠点事業	各地域健康課
7	家庭相談・女性相談	①夫婦・親子関係や結婚、離婚、相続、扶養などの家庭内の悩みや心配ごとの相談 ②母子家庭等および寡婦の経済上の問題・児童の就学などに関する相談 ③急の保護やパートナーの暴力などに関する相談	各生活福祉課
8	幼児教育相談	幼稚園児、保育園児、在宅児の保護者を対象とし、幼児教育に関する情報提供・相談事業を行います。	幼児教育センター
9	教育相談	子どもの性格・行動・生活・友人関係・学習や進路等の悩みについて、電話や面接による相談に応じます。	教育センター
10	就学相談	関係機関（特別支援学校、こども発達センターわかばの家、医療機関等）との緊密な連携のもと、お子さんの障がいの種別や程度に応じて、一人ひとりの力をより伸ばす教育環境への就学や転学・通級の相談に応じます。	教育センター

個別目標 1 - 2 子育て情報の充実

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	㊦未来 保育サービスアドバイザーによる相談 (再掲)	多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言を行います。 ⇒P91 利用者支援事業	保育サービス課
2	子育て応援サイトの運営	インターネットによる子育て情報の提供を充実させるため、区民参加型で子育てに関する地域密着サイトを運営します。	子育て支援課
3	子育てハンドブックの作成・配付	子育ての不安や悩みが少しでも解消できるように、育児のアドバイス、大田区の子どもや子育てに関する事業を掲載した手引書を作成・配布します。	子育て支援課
4	児童館子育て講座	子育てに有益な知識を得られる講座を開催します。	子育て支援課

個別目標 1 - 3 子育て家庭の地域交流の促進

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	㊦ ファミリールーム	児童館等を子育ての交流の広場として乳幼児親子に提供し、情報交換や仲間作りを進めます。 ⇒P86 地域子育て支援拠点事業	子育て支援課
2	㊦ 子育てひろば	親子でゆったり過ごしながら、子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場所です。子育ての情報を提供し、親子での交流を進めます。 ⇒P86 地域子育て支援拠点事業	子ども家庭支援センター
3	保育所の園庭開放	地域の子育ての拠点として認可保育所の園庭を乳幼児親子に提供し、情報交換や仲間づくりを進めます。	保育サービス課
4	体験保育	家庭で育児をしている方に、親子で保育所での遊びや子ども同士の交流を体験する機会を提供します。	保育サービス課
5	地域の子育て支援	地域の中での育児グループ活動を支援します。	福祉管理課

個別目標 1 - 4 子育てをサポートする地域のネットワークの充実

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	㊦ ファミリー・サポート・センター事業	育児の手伝いをしてほしい人（利用会員）と育児の手伝いをしたい人（提供会員）の両者を会員とし、援助活動により仕事と育児の両立や子育てする家庭の育児を支援します。 ⇒P90 ファミリー・サポート・センター事業	子ども家庭支援センター
2	民生委員・児童委員協議会活動	子育てに関する相談・虐待等に関する通報を受けて、地域と連携して課題を解決します。	福祉管理課
3	子育てすくすくネット事業	児童館等を活用し、地域の子育て支援ネットワークの拡大を図ります。	子育て支援課
4	子育て力向上支援事業	子育てに悩む乳幼児を持つ親達が相互に学び合うグループを支援する人材（ファシリテーター）を養成し、親支援のためのプログラムを子ども家庭支援センターや児童館などで実施します。	子ども家庭支援センター 子育て支援課

基本目標 2 仕事と子育ての両立を支援します

■ 現状と課題

近年、女性の社会進出の期待による就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、子育て家庭においても共働き世帯が増えています。引き続き、保育施設の整備・定員拡大を図るとともに、利用者の視点に立った質の高い保育サービスの提供が求められています。

区では、地域の保育水準向上のため、18の区立拠点園を中心として、平成25年度はモデル事業として、26年度からは区全域で保育連携推進事業を進めてきました。子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、地域型保育事業の多様な保育施設が開設される中で、地域の保育施設への支援や相互の連携が重要となっています。

また、仕事と子育ての両立には、男女間の意識格差の解消、育児休業・短時間勤務といった労働環境に関する制度の周知、男性の育児参加を促す取り組みなど、様々な場面での啓発活動を進めていくことが必要です。

区では、労働者や区民、企業への意識啓発として、相談とともに講座・セミナーを実施し、就労に伴う不安の解消に努め、同時に、父親向け講座をはじめとしたワーク・ライフ・バランスを推進してきました。

今後も引き続き、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方をさらに浸透させていくことが重要です。

■ 今後の取り組み

保育を必要とする子どもが適切な保育サービスを利用するために、保育サービス基盤の拡充は必要不可欠です。

認可保育所や地域型保育事業のほか、大田区が独自に支援する保育施設の整備により待機児童の解消に努め、「量」を確保するとともに、地域型保育事業や認証保育所などへの保育事業に専門的な知識を有する職員の巡回指導や18の区立拠点園を中心とした訪問支援や交流保育などの保育連携推進事業を推進し、保育の「質」の確保を図ります。

個別目標 2-1 保育サービス等の充実・整備

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	③ ^{未来} 私立（認可）保育園の整備支援	認可保育所の入所希望者の増加や待機児童の状況を踏まえ、多様なニーズに応える保育サービス基盤の拡充を進めるため、民間事業者による認可保育所の新規開設を支援します。 ⇒P75～81 教育・保育の確保	保育サービス課
2	③ ^{未来} 小規模保育所の拡充支援	低年齢児の待機児解消を進めるため、民間事業者による定員19人以下の小規模保育所の新規開設や保育の質の向上を支援します。 ⇒P75～81 教育・保育の確保	保育サービス課
3	③ ^{未来} 認証保育所の整備支援	長時間保育や駅からの利便性などのニーズに応えるため、民間事業者による認証保育所の新規開設や保育の質の向上を支援します。 ⇒P75～81 教育・保育の確保	保育サービス課
4	③ ^{未来} 定期利用保育事業の充実支援	パートタイムなどの多様な就労形態や、ライフスタイルに対応した定期利用保育事業を推進します。 ⇒P75～81 教育・保育の確保	保育サービス課
5	③ ^{未来} 家庭福祉員（保育ママ）制度の充実	2歳未満の乳児を対象に、家庭福祉員（保育ママ）が、自宅又はグループ保育室で実施する保育事業を推進します。また、グループ保育室の整備を進めます。 ⇒P75～81 教育・保育の確保	保育サービス課
6	③ 認定こども園	民間事業者による認定こども園の新規開設を支援します。 ⇒P75～81 教育・保育の確保	保育サービス課
7	③ 事業所内保育所開設等の支援	区内事業所の従業員が育児と仕事を両立できるよう事業所内保育所の開設等の企業の取り組みを支援します。 ⇒P75～81 教育・保育の確保	保育サービス課
8	③ 時間外保育	就労等で通常の開園時間を超えて保育を必要とする人に対応する時間外保育（延長保育）事業を実施します。 ⇒P82 時間外保育事業	保育サービス課
9	③ 一時預かり保育	家庭において、緊急または一時的に保育が困難となった児童を、区内保育施設等で保育します。また、地域子育て支援拠点等で保護者の用事やリフレッシュ等に利用できる一時預かり事業を実施します。 ⇒P88 保育所等における一時預かり事業	保育サービス課 子ども家庭支援センター
10	③ 病後児保育	病気や怪我等により保育園等に通えない児童を、医療機関等に併設された専用スペース等で保育します。 ⇒89 病児・病後児保育事業	保育サービス課
11	③ ショートステイ・トワイライトステイ	ショートステイ：宿泊型一時保育サービスを実施します。 トワイライトステイ：夜間一時保育サービスを実施します。 ⇒P85 子育て短期支援事業	子ども家庭支援センター
12	③ 私立幼稚園預かり保育事業	私立幼稚園が実施する、在園児を対象とした預かり保育事業を支援します。 ⇒P87 幼稚園における一時預かり事業	教育総務課 (私学行政担当)
13	③ ^{未来} 区立保育園の改築・改修	耐震診断結果に基づく耐震改修や、老朽化した保育園の改築・改修を進め、良好な保育環境を整備します。	子育て支援課・ 保育サービス課

No	個別施策	取り組み内容	関係課
14	未来 区立保育園の拠点機能強化	地域の保育水準の向上のため、18の区立拠点園を中心として、家庭福祉員への訪問支援、認証保育所、小規模保育所等との交流保育、拠点園での公開保育研修など、保育連携推進事業を実施します	保育サービス課
15	休日保育	年末年始を除く日曜日、祝祭日に保護者が就労の為家庭で保育出来ない児童を、認可保育所で保育します。	保育サービス課
16	年末保育	12月29・30日に保護者が就労等のため家庭で保育ができない児童を、認可保育所で保育します。	保育サービス課
17	休日デイサービス	日曜・祝祭日の日中における保育サービスを実施します。	子ども家庭支援センター
18	保育士確保対策	民間保育施設の保育士確保を支援します。	保育サービス課
19	保育士等研修の実施	区内の保育施設で従事する職員の専門知識・技術のスキルアップを図ります。 相談事業・サービス向上のための研修を実施します。	保育サービス課
20	第三者評価の実施	保育サービスの内容や質を公平な第三者機関により評価し、比較可能な情報として区民に提供します。	保育サービス課

個別目標 2-2 仕事と子育ての両立を促す意識づくり

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	未来 女性のための相談	男女平等推進センターで女性のための相談を実施します。 働く女性のための相談では、職場での人間関係、雇用、セクシュアル・ハラスメント等に関する相談、適職相談、キャリアカウンセリングなど就職に関する相談を実施します。 こころの悩み相談では、対人関係、自分の生き方や性格、夫婦や親子関係に関する相談を実施します。	人権・男女平等推進課
2	未来 ワーク・ライフ・バランスの啓発	ワーク・ライフ・バランスへの理解を深め、男性の家庭参画を促すため、男性のための日常的な家事や子育て参加支援の講座などを開催します。	人権・男女平等推進課
3	男女平等・男女共同参画に関する講演会やセミナー等の開催	男女共同参画に対する理解を深め、家庭や職場などあらゆる場で性別役割分担意識を解消できるよう、講演会やセミナー等を開催します。	人権・男女平等推進課
4	男女平等に関する情報誌「パステル」の発行	男女平等・男女共同参画に関する情報の提供や、性別役割分担意識の解消に向けた意識づくりを図ります。	人権・男女平等推進課
5	女性のエンパワーメントセミナーの実施	女性が様々な分野でチャレンジできるよう、潜在能力の引き出しとスキルアップを図り、再就職を支援する講座を実施します。	人権・男女平等推進課
6	「テクノプラザ」等による呼びかけ	子育てや女性の就労に対する理解を深め、支援する気運を盛り上げるため、記事を掲載します。	(公財)大田区産業振興協会
7	商業団体他産業団体への働きかけ	商業団体他産業団体の情報誌等への掲載を働きかけます。	産業振興課

基本目標3 親と子どもの健康の確保及び増進を図ります

■ 現状と課題

妊娠出産から乳幼児期にかけては、基本的な生活リズムを整え、人格形成の基礎づくりをする大切な時期であり、親や家庭との情緒的な交流や信頼関係が成長の糧となります。

一方、核家族化、少産少子化が進み、育児についての相談や共感を身近で受け止めてくれる人がなく、孤立感を覚えながら、育児負担とその責任を親が一身に負わなければならないケースが増えており、育児不安に陥る親が多くなっています。

加えて、シングルマザー、若年出産、高齢出産など、個々の母親がそれぞれに抱える問題があります。

妊娠から出産、乳幼児期と連続した公的支援に加え、子育て家庭間の交流や、悩みを気軽に相談できる機会と場所の提供など、親子を応援する環境づくりが必要です。

また、子どもたちは、学童期から思春期にかけて、成長過程の中で心と体がアンバランスになりやすく、その結果、性的な悩みや精神的な不安等を抱えることも考えられます。小児医療の充実とともに、思春期保健対策を充実し、子どもたちの成長を支援していくことが重要です。

■ 今後の取り組み

関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、相談や交流の場を提供します。

また、子どもが病気になった時、安心して医療が受けられるように、医療機関に関する情報提供や医療費の助成を行うなど、子どもの医療・保健体制を充実します。

個別目標 3-1 親と子どもの健康の確保

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	①未来 すこやか赤ちゃん訪問 (新生児・産婦訪問 指導)	すべての乳児家庭を生後4か月までに訪問し、乳児とその保護者の心身の状況や養育環境を確認し、子育て情報の提供を行います。 →P93 乳児家庭全戸訪問事業	健康づくり課 (各地域健康課)
2	①子 妊婦健康診査	妊婦健康診査の費用を14回まで、超音波検査の費用を1回助成します。 →P92 妊婦健康診査	健康づくり課
3	①未来 両親学級	妊娠・出産・育児等の講義、沐浴実習等を実施します。	各地域健康課
4	①未来 子ども医療費助成事業	児童の医療費を助成し、児童の健康の確保及び増進、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
5	①未来 39歳以下区民健診	18歳以上39歳以下で、職場などで健診を受ける機会のない方に対し、健康診査を実施します。	各地域健康課
6	①未来 39歳以下基本健診	18歳以上39歳以下で、職場などで健診を受ける機会のない方に対し、健康診査を実施します。	健康づくり課
7	母子健康手帳の交付	妊娠の届出をした方に母子健康手帳、母と子の保健バックを交付します。	健康づくり課 各地域健康課 特別出張所等
8	妊婦歯科健康診査	歯科医療機関に委託して健康診査を実施します。	健康づくり課
9	4か月児健康診査	乳児の健全育成を図るため健康診査を実施、あわせて栄養・育児相談を実施します。	各地域健康課
10	6か月児健康診査	乳児の健康管理の向上のため健康診査を実施します。	健康づくり課 各地域健康課
11	9か月児健康診査	乳児の健康管理の向上のため健康診査を実施します。	健康づくり課 各地域健康課
12	1歳6か月児健康診査	育成指導及び措置を行うことで幼児の健全育成を図るため健康診査・歯科健診を実施、あわせて栄養・育児・歯の相談を実施します。	各地域健康課
13	3歳児健康診査	育成指導及び措置を行うことで幼児の健全育成を図るため健康診査・歯科健診を実施、あわせて栄養・育児・歯の相談を実施します。	各地域健康課
14	乳幼児歯科相談	乳幼児歯科相談を実施します。 ①歯科健康教育 ②歯科健康相談 ③歯科経過観察健診 ④予防処置 ⑤保健指導	各地域健康課
15	幼児歯科健康診査・ う蝕予防	歯科医療機関に委託して歯科健診、フッ化物塗布を実施します。	健康づくり課 各地域健康課

No	個別施策	取り組み内容	関係課
16	予防接種	予防接種法に基づき、各種ワクチンを医療機関に委託して行い、感染症の感染・発病を予防します。	保健衛生課 各地域健康課
17	乳幼児経過観察健康診査	小児科医による健診・指導が必要な乳幼児に健康診査を実施します。	各地域健康課
18	育児学級等	保健師・栄養士・歯科衛生士等による育児・栄養・歯科指導を実施します。	各地域健康課
19	養育医療給付	医療を必要とする未熟児に対する養育に必要な給付を実施します。	健康づくり課 各地域健康課
20	育成医療費給付	身体の障がいのため手術を必要とし、治療効果が期待される18歳未満の児童に対し医療給付を実施します。	健康づくり課 各地域健康課
21	地域（出張型）健康教育	地域の依頼により地域に出張して講習を実施します。	各地域健康課
22	栄養セミナー・栄養講習会等	健康的な食生活のための講習会を実施します。 「パパの」「ママの」クッキングスクールを実施します。	各地域健康課
23	乳幼児保健指導	保健師・栄養士・歯科衛生士等による訪問・面接・電話等による育児等の相談を実施します。	各地域健康課
24	栄養講習会（離乳食）	妊婦に対して離乳食の作り方の調理実習を実施します。	各地域健康課
25	絵本との出会い事業	4か月健診で絵本セットを配布して、読み聞かせの支援や子どもの健全な発達を促します。	健康づくり課 各地域健康課
26	子育てグループワーク（子育て支援事業）	心理相談員、保健師等とともにグループワークを行い、子育てを支援します。	各地域健康課
27	育児グループへの支援	孤立しがちな母子等へ育児グループへの参加を促し、子育てを支援します。	各地域健康課
28	学校との連携による健康教育（みんなでよい歯のまちづくり）	学校との連携による歯科健康教育を実施します。	各地域健康課
29	みんなでよい歯のまちづくり	依頼により保育所や幼稚園などに出張し、歯科健康教育・健康相談を実施します。	各地域健康課

個別目標 3-2 学童期・思春期の健康づくりの支援

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	性感染症検査・相談	性感染症の血液検査と相談を実施します。	各地域健康課
2	性感染症予防講演会	性感染症予防のための講演会を実施します。	保健衛生課
3	エイズ相談・抗体検査	H I V抗体検査と相談を実施します。	保健衛生課・ 各地域健康課
4	東京都薬物乱用防止推進大田地区協議会への支援	協議会が開催する小・中学生の薬物乱用防止ポスター・標語コンクールの優秀作品の表彰式、その他、薬物乱用防止キャンペーン活動の支援をします。	生活衛生課

No	個別施策	取り組み内容	関係課
5	精神保健に関する医師・保健師による相談	専門医や保健師による相談（来所、家庭訪問、電話等）を実施します。	各地域健康課
6	自殺総合対策の推進	関係機関による自殺総合対策協議会を開催します。	保健衛生課
7	精神講演会	毎年テーマを設定し、専門医等による講演を実施します。	保健衛生課 各地域健康課

個別目標 3－3 食育の推進

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	保育園・学校の栄養士との連携	関係機関との情報交換等の連携と充実のため、連絡会（食育検討会）を実施します。	健康づくり課 各地域健康課
2	食育推進サポートのための在宅栄養士（会）との連携	グループ間の情報・意見交換で連携・協力し、活動の充実を図るための支援をします。	各地域健康課

個別目標 3－4 産科・小児医療の充実

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	かかりつけ医の推進	両親学級、新生児訪問、健診等の機会ごとに近隣医を紹介し、かかりつけ医をもつことを勧めます。	保健衛生課・ 各地域健康課
2	休日診療・休日準夜診療・土曜準夜診療	医師会委託で祝休日及び土曜準夜等の急病者の診療を実施します。	保健衛生課
3	平日準夜小児初期救急診療	平日準夜における小児救急患者の初期救急医療を実施します。	保健衛生課
4	歯科休日応急診療	休日における歯科応急診療医療を実施します。	保健衛生課
5	産科医療機関の設備整備費助成事業	産科分べん用のベット数の増加に対して助成を行い、区内で安心して子どもを産める環境を整備します。	保健衛生課
6	地域医療機関との協議会等の開催	医師会や医療機関と入院医療、周産期医療、小児医療等に関する検討・協議を行います。	保健衛生課

基本目標 4 子どもの生きる力を伸ばし、未来を担う人材を育成します

■ 現状と課題

子どもたちが、これからの多様で変化の激しい社会の中でいきいきと活躍するためには、個人や社会の多様性を尊重しつつ、幅広い知識と教養、そして柔軟な思考力で新しい価値を創造する力をつけていく必要があります。また、他者と協働し、困難に出会っても粘り強く努力する力を身につけることも重要です。

そのためには、子どもたちが仲間や地域の人とふれあう場へ参加することが大切であり、気軽に利用できる施設や事業の充実及び周知を行う必要があります。

また、子どもたちが個性や能力を伸ばし、たくましく生きる力を育むことができるよう、家庭・地域と学校の連携とともに、幼児期から小学校、中学校を円滑につなぐ教育環境を構築します。

■ 今後の取り組み

就学前から義務教育の期間までを通し、発達段階に応じた達成感、自律性、規範意識、人間関係形成能力を育成します。地域の中で安心して、子ども同士だけでなく様々な世代との交流を行い、自主性を重んじ、自由に活動や学習、遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進します。

個別目標 4-1 豊かな心の育成・保幼小の連携

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	未来 適応指導教室「つばさ」	不登校状態の児童・生徒が早期に在籍校に復帰できるよう、保護者・在籍校と連携し、学習支援・集団での活動支援を行います。	教育センター
2	未来 スクールカウンセラーの配置	都費のスクールカウンセラーを全小中学校に配置し、区費のスクールカウンセラーも全中学校と規模の大きな小学校、館山さざなみ学校、2つの中学校の相談学級、4つの適応指導教室に配置します。計画的にスクールカウンセラーの研修を実施し、学校内における相談体制の充実を図り、学校不適応状態にある児童・生徒及びその保護者、教員へのきめ細い支援を行います。	教育センター
3	未来 学校支援地域本部（スクールサポートおおた）	学校の教育活動の一層の充実のため、地域全体で学校を支援する仕組みとして、学校支援地域本部（スクールサポートおおた）の充実を図ります。具体的な支援内容には、学習支援、部活動支援、環境整備、安全パトロールなどの活動があります。	社会教育課 指導課

No	個別施策	取り組み内容	関係課
4	未来 小中一貫による教育の視点に立った生活指導の充実	義務教育を9年間の枠で考え、小中一貫による教育の視点に立った生活指導を充実させます。	指導課
5	未来 職場体験活動の充実	勤労の尊さや意義を理解し、職業や進路の選択等に必要な勤労観や職業観を身に付け、キャリア教育充実の視点から共に助け合って生きる人間としての生き方についての自覚を深め、将来の社会人として自立していくための態度を育成する教育を推進します。	指導課
6	道徳授業地区公開講座	道徳の授業公開と保護者、地域住民との意見交換会を実施します。	指導課
7	生活規範意識を高める教育	生活規範意識向上講座、規範意識を高めるための指導法等を実施します。	指導課 幼児教育センター
8	幼児教育連絡協議会の設置	幼稚園・保育所・小学校等の連携や交流の機会を充実し、共通理解を深めます。	幼児教育センター
9	メンタルフレンドの派遣	不登校等の子どもを対象に、心理学や教育学専攻の大学生等をその家庭に派遣し、話し相手などの活動を通して学校生活への復帰を支援します。	教育センター
10	保育士・幼稚園教諭合同研修	保育士・幼稚園教諭、の資質向上を図る研修を推進し、保育士・教諭一人ひとりの幼児理解を深めます。	幼児教育センター
11	保幼小の交流及び連携事業	体験を広げる子ども同士の交流を充実させるとともに、子どもの成長を一貫して支援するため、各教育機関の教職員同士の相互連携を図るための研修や情報共有を推進します。	幼児教育センター 指導課
12	道徳教育の充実	道徳教育推進教師連絡会の開催、道徳指導資料の作成・配布等を通して道徳授業の充実を図ります。	指導課
13	人権教育の推進	学校と家庭、地域が連携し、道徳授業地区公開講座の充実を図り、子どもたちの他者を尊重し、生命を尊ぶ心を育てるとともに、児童・生徒一人ひとりの自己肯定感や自己決定力を育成します。	指導課
14	子どもの心サポート月間の実施	6月と11月を「子どもの心サポート月間」と位置付け、区立小学校4年から中学校3年の児童・生徒を対象に学校生活調査（メンタルヘルスチェック）を実施し、その結果から必要に応じて個別面談等を行い、適切に組織的な対応をします。	指導課
15	いじめ防止対策の充実	いじめ防止のための基本方針に基づき、教育委員会と学校が一体となって、未然防止、早期発見、早期対応等により、いじめを防止します。	指導課
16	問題行動対策の充実	児童・生徒の問題行動に対して、専門的な力を有する経験豊かな人材を学校に派遣します。	指導課
17	自然体験活動の啓発	豊かな自然環境の中で、移動教室等を通じて自然に親しむとともに人々との交流を深め集団生活の在り方を体験するなど、心身ともに健全で調和のとれた人間の育成を推進します。	学務課 指導課

個別目標 4-2 様々な交流を踏まえた人材育成

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	保育園・児童館の児童と高齢者との交流	保育園、児童館の児童が高齢者と交流します。	保育サービス課 子育て支援課
2	保育園・児童館への中高生ボランティア活動の推進	中高生のボランティアを受け入れ、園児や児童との生活や遊びを通してふれあいの機会を持ちます。	保育サービス課 子育て支援課 指導課
3	リーダー講習会 (青少年)	青少年向けリーダー講習会を実施します。 ①リーダー講習会(小学生対象) (※青少対会長会に事業委託) ②リーダー講習会(中学・高校生対象)	社会教育課
4	リーダー講習会 (指導者)	指導者向けリーダー講習会を実施します。 ①自然体験キャンプセミナー ②少年教育指導者セミナーⅠ(リスクマネジメント) ③青少年教育指導者セミナーⅡ(居場所)	社会教育課

個別目標 4-3 親子のふれあいの場・体験機会の場づくり

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	未来 職場体験活動の充実 (再掲)	勤労の尊さや意義を理解し、職業や進路の選択等に必要な勤労観や職業観を身に付け、キャリア教育充実の視点から共に助け合って生きる人間としての生き方についての自覚を深め、将来の社会人として自立していくための態度を育成する教育を推進します。	指導課
2	家庭・地域教育力向上支援事業	家庭や地域の教育力向上のため、PTAや自主団体に委託して、家庭や地域における子どもの教育に関わる講演会や学習会を実施します。	社会教育課
3	子ども向け人材育成事業	工場見学とものづくり体験を通して、大田区のものづくり産業の意義とその魅力を知ってもらいます。また、親子で楽しむ「ロボット教室」やプログラミングロボットづくりなど、工業大学や産業技術高等専門学校等と連携したものづくり実践教室を実施し、ものづくりの楽しさを通じて、未来のものづくり人材を育成します。	産業振興課
4	家庭教育学習会 (学校デビュー応援プログラム)	子どもの小学校生活がより充実したものになるための家庭や親の役割について学習会を実施します。	社会教育課
5	大田区子どもガーデンパーティー	青少年対策地区委員会が中心となり、各会場実行委員会を組織し実施します。区内10会場でゲームや軽スポーツを楽しみながら、地域の人たちと一緒に活動する体験を通して、子どもたちが健やかに成長することを願って、地域ぐるみの協力を得て開催します。	社会教育課
6	青少年健全育成 (青少年対策地区委員会)	地域における青少年健全育成活動を積極的に推進するため、青少年対策地区委員会への委託契約により地区活動事業を実施します。	社会教育課
7	国際理解教育の推進	日本の伝統・文化や異文化を理解するとともに、外国の方々とのコミュニケーション能力の育成や互いの人権を尊重する態度など、国際社会に貢献できる力を育成するための教育活動を推進します。	指導課
8	自然体験活動の啓発 (再掲)	豊かな自然環境の中で、移動教室等を通じて自然に親しむとともに人々との交流を深め集団生活の在り方を体験するなど、心身ともに健全で調和のとれた人間の育成を推進します。	学務課 指導課

個別目標 4-4 子どもの居場所づくり

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	<p>③未来 小学生の居場所づくり (大田区版放課後子ども総合プラン)</p>	<p>【大田区版放課後子ども総合プラン】 学童保育事業と放課後子ども教室事業を一体型として、全ての区立小学校施設を活用した放課後児童の居場所として順次、実施します。</p> <p>【学童保育事業】 就労等のために昼間保護者がいない家庭の児童・小学1年生から6年生を預かります。</p> <p>【放課後子ども教室】 学校の施設を活用して、児童の放課後の安心・安全な居場所を実現し、児童の放課後の活動と交流を通じたプログラムを実施します。</p> <p>⇒P84 放課後児童健全育成事業</p>	<p>子育て支援課 社会教育課</p>
2	<p>③ 学童保育の延長保育、夏休み利用、一時利用</p>	<p>【延長保育】 就労などのために17時以降保護者がいない家庭の学童を対象に18時まで預かります。</p> <p>【夏休み利用】 夏期休業日に保育を必要とする児童を預かります。</p> <p>【一時利用】 家庭の都合により緊急に保育を必要とする児童を預かりません。</p> <p>⇒P84 放課後児童健全育成事業</p>	<p>子育て支援課</p>
3	<p>学童保育室での要支援児の受け入れ</p>	<p>小学校6年生までの支援が必要な児童の受け入れを全学童保育室で実施します。</p>	<p>子育て支援課</p>
4	<p>児童館の一般利用 (自由来館)</p>	<p>小学生、中学生が自由に利用できる施設です。館内には図書室、工作室、遊戯室などがあります。</p>	<p>子育て支援課</p>
5	<p>児童館での 中学生タイム</p>	<p>中学生の友好活動の場の提供およびメンタル面の支援をします。</p>	<p>子育て支援課</p>
6	<p>公園・児童公園</p>	<p>乳幼児親子や小、中学生に遊びの場を提供します。</p>	<p>都市基盤管理課 各まちなみ維持課</p>
7	<p>行事開放</p>	<p>土・日・休日にスポーツ、レクレーションを通じて余暇の有効利用を図ります。</p>	<p>社会教育課</p>
8	<p>校庭開放</p>	<p>児童の安全な遊び場として小学校の校庭を開放します。</p>	<p>社会教育課</p>
9	<p>スポーツ開放</p>	<p>日曜日に小学校の体育館を開放し、スポーツの動機づけを図ります。</p>	<p>社会教育課</p>
10	<p>中高生の居場所づくり</p>	<p>中高生の居場所づくりや若者の社会活動を積極的に支援します。</p>	<p>子育て支援課</p>

基本目標 5 子育てにやさしいまちをつくります

■ 現状と課題

地域において安全・安心で快適な生活を営むことはすべての区民の願いです。一方で、子どもを取り巻く環境は、情報化社会の進展により、複雑化しており、安全・安心に対するニーズは多岐にわたります。

区では、安全・安心なまちづくりの視点での道路、公園整備のほか、自治会・町会やPTAなどによる地域安全・安心パトロール活動など、地域住民が主体となった活動が強化されています。

また、東日本大震災の教訓や首都直下地震等の新たな被害想定により、教育・保育施設の耐震対策や非常時の備蓄等にも力を入れてきました。

このような道路交通環境、生活環境などの整備や災害対策の強化により、子どもを犯罪や事故、災害から守る取り組みを進めることが重要です。引き続き、地域や関係機関との連携を充実させ、安全・安心な体制づくりに努める必要があります。

また、スマートフォンの普及などに伴い、インターネット情報の氾濫による危険性は増大してきており、子どもが被害者、加害者となる犯罪も後を絶ちません。こうした環境変化を踏まえ、子どもたちに自ら身を守り安全を確保する能力を身に付けさせることが重要です。引き続き、行政や学校・家庭・地域が連携して、子どもや子育て家庭の視点に立った対策を推進していく必要があります。

■ 今後の取り組み

誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせる子どもにやさしいまちづくりを推進するとともに、子どもを交通事故から守るため、関係機関との連携・協力の強化を図り、交通事故防止対策を推進します。

また、子ども自らが危険回避できる力を養うための防犯・防災教育を、警察、行政、幼稚園、保育所、学校、地域等の連携や協力により、今後も引き続き推進し危機管理を強化します。

加えて、区内の教育・保育施設が、地震等の災害時に適切な対応ができるよう支援します。

個別目標 5 - 1 安全・安心なまちづくりの推進

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	未来 LED街路灯整備の推進	区道に設置されている街路灯をLED化することで、夜間における視認性を高め、安全を確保します。	建設工事課
2	防災対応マニュアル・防災の手引き等	災害に備えて、児童館、幼稚園、保育所の各施設で防災の手引きの作成をしています。	子育て支援課 保育サービス課 教育総務課
3	災害物品の備蓄	大規模災害に備え、区内すべての児童館、幼稚園、保育施設に3日分の水・食料を備蓄し、子どもたちの安全・安心を図ります。	子育て支援課 保育サービス課 教育総務課
4	子育て世帯へのバリアフリー情報の提供	「おでかけマップ」の充実を図ります。	福祉管理課

個別目標 5 - 2 子どもを犯罪や交通事故から守るまちづくりの推進

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	未来 区民安全・安心メールサービスの運用	平成20年度から大田区では、安全安心のまちをつくるために、携帯電話やパソコンのメール機能を利用した区民安全・安心メールサービスを導入しました。このメールサービスにより、希望する保護者、施設管理者等へ不審者情報のメールを配信しています。	防災課
2	未来 子どもSOSの家による見守り活動の推進	子どもたちが犯罪などの被害に遭いそうになった場合の避難場所や気軽に相談できる場所としてSOSの家を設置しました。自治会・町会、PTA、学校、警察などの地域と連携した子どもの見守り活動を進めるとともに、子どもたちの健全育成を図ります。	防災課 社会教育課
3	未来 公共空間での防犯カメラの設置	防犯カメラは、犯罪抑止力としての効果の側面から、地域の安全・安心なまちづくりに欠かせない。自治会・町会や商店街に対して、街頭防犯カメラの設置費用の一部として、区と都で補助金を支出しています。公園等の公共空間での犯罪抑止として防犯カメラの設置を促進するなど安全性を向上させます。	防災課
4	未来 交通安全移動教室の開催	事故多発地点となっている交差点の交通ルールを模擬交差点（信号機・横断歩道マット持参）を使って指導することにより、幼児と車両との交通事故防止を図ります。	都市基盤管理課
5	未来 交通安全自転車教室の開催	主として子どもを対象とし、交通公園の施設内で自転車の運転に関する交通ルールについて指導することにより、交通事故の防止及び交通マナーの向上を図ります。	都市基盤管理課
6	未来 「交通安全だより」の発行	保育園・幼稚園・小学校向け啓発用パンフレットを作成し、視覚を利用して交通事故防止を図ります。	都市基盤管理課

No	個別施策	取り組み内容	関係課
7	防犯教育・訓練の実施	小・中学校におけるセーフティ教室、保育園などでの不審者侵入を想定した訓練を実施します。	指導課
8	学校と警察等の関係機関との情報交換の実施	学校だけでは解決の難しい非行等の問題行動に関し、必要な情報の連絡を行い、対策を講じます。	指導課
9	小学生への防犯ブザーの貸与	児童の防犯対策の一環として、防犯ブザーを貸与し、区立小学校に通学する全児童が携帯します。	学務課
10	交通安全巡回指導	専任の交通安全指導員を2名配置し、児童に交通安全意識を身につけさせ、児童自身でその場の状況に応じた正しい判断ができるよう指導します。	教育総務課

個別目標 5-3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	未来 少年の非行防止啓発活動	警察、地域、学校と連携した万引き防止運動や、非行防止教室等を実施するほか、少年等への非行防止のための周知活動や注意喚起を行います。不審者情報のメール配信や地域パトロール活動の充実等により、子どもが犯罪被害にあわないようにします。	防災課
2	未来 万引きしにくい環境づくり	警察、地域、学校と連携した万引き防止運動や、「万引きは犯罪である」旨の広報啓発活動を実施し、規範意識を高めていきます。万引き被害にあう商店・店舗も多いことから、商店・店舗に対して万引きしにくい店舗づくりの助言等の支援を行います。	防災課
3	青少年をめぐる環境浄化旬間及び青少年健全育成大会の実施による啓発活動の推進	毎年3月1日～10日までを強調旬間とし、広く区民に青少年健全育成の重要性を訴え、青少年を取り巻く社会環境の浄化に理解、協力を求めています。区報、懸垂幕・立看板による啓発活動、有害図書等の自粛要請のほか、青少年健全育成大会を実施します。	社会教育課
4	有害図書等対策の推進	青少年をめぐる環境浄化推進委員会と連携し、青少年に悪影響を及ぼす有害環境浄化のため、書店、コンビニエンスストア、レンタルビデオ店、成人向け雑誌・ビデオソフト等販売店に対し、自粛要請活動を行います。	社会教育課
5	青少年をめぐる環境浄化委員会への支援	青少年の健全な育成を妨げる有害環境を浄化し、青少年にとっての良好な環境を醸成するため、必要な支援を行います。	社会教育課

基本目標 6 特に支援を必要とする子どもと家庭をサポートします

■ 現状と課題

ひとり親家庭の支援は、従前より子育てや生活支援、経済的支援などの事業を展開しています。また、障がい児がいる家庭、子どもがいる外国人家庭など、個々の状況に応じた配慮や支援が必要な家庭が増加しています。

これらの家庭を始め母親の多くは、妊娠・出産・育児のあらゆる場面において、不安とストレスを抱えています。これらのことが要因の一つとなり、虐待のリスクを高めていることが社会問題となっています。

これらの特に支援を必要とする子どもたちが地域社会で健やかに成長するには、子どものライフステージ^{※9}にあわせて、行政の各分野（保健、保育、教育、福祉等）が総合的に支援する仕組みが不可欠です。また、子育て世帯が安心して暮らしていけるよう精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制の充実が求められています。

（注※9）人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などに区切った、それぞれの段階。

■ 今後の取り組み

ひとり親家庭や障がい児のいる家庭、子どもがいる外国人家庭などに対して、養育不安のある家庭など、特に支援を要する家庭に対して、個々の状況に応じた配慮や支援が必要な場合があります。また、虐待のリスクのある家庭については、早期に適切な支援を受けることが必要となります。このため、支援に漏れがないよう制度の周知を継続して行うとともに、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援等、総合的な支援に努めます。

個別目標 6-1 ひとり親家庭への支援

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	児童扶養手当	父または母と生計を同じにしていない児童が育成される家庭の、生活の激変を一定期間緩和し、自立の促進に寄与することを目的に支援を行います。	子育て支援課
2	児童育成手当	児童の福祉の増進を図ることを目的とし、児童の心身の穏やかな成長に寄与することを趣旨として支援します。	子育て支援課
3	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的に、医療費の自己負担の一部を助成します。	子育て支援課

No	個別施策	取り組み内容	関係課
4	母子生活支援施設 (区立ひまわり苑・ コスモス苑)	施設において母子が健康で明るい生活ができるよう援助・ 助言し、自立への支援を図ります。	子育て支援課
5	ひとり親家庭の相談	ひとり親に関する施策の案内や、生活についての相談を実 施します。	各生活福祉課
6	母子(女性)緊急一 時保護事業の実施	家庭内のトラブルで、緊急に保護が必要な時、一時的な生 活の場を提供します。	各生活福祉課
7	ひとり親家庭ホーム ヘルプサービス	ひとり親家庭で、日常生活に支障がある場合、ホームヘル パーを派遣します。	各生活福祉課
8	母子及び父子福祉資 金貸付	母子家庭または父子家庭が経済的に自立した生活を送るた めに必要な資金の貸付(転宅資金、修学資金、就学支度資 金、事業開始資金、等)を実施します。	各生活福祉課
9	母子家庭等自立支援 給付金事業	母子家庭の母等の就労を支援するため、職業能力開発のた めの講座受講や国家資格取得のための修業期間中に給付金 を支給します。	各生活福祉課
10	大田区高齢者世帯等 転居一時金助成制度	取り壊し等のため民間の賃貸住宅から別の民間住宅に転居 が必要となった、現に児童扶養手当を受給しているひとり 親家庭に対して、転居に必要な礼金・権利金、仲介手数料 を助成します。	住宅課

個別目標 6-2 児童虐待の予防及び被虐待児と家庭への支援

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	⑦未来 養育支援訪問事業 養育支援家庭訪問事 業「ゆりかご」	【養育支援訪問事業】 養育を支援することが特に必要な家庭に対し、養育に関す る相談、指導助言等の支援を行い、児童虐待を未然に防止 します。 →P94 養育支援訪問事業等 【ゆりかご】 すこやか赤ちゃん訪問事業と連携し、養育に不安を抱える 乳児家庭に対して地域の支援員等が訪問し支援します。	子ども家庭 支援センター
2	未来 児童虐待防止ネット ワークの充実	保護児童対策地域協議会(代表者会議・実務者会議・個別 ケース会議)を開催し児童虐待防止ネットワークの構築を 図ります。	子ども家庭 支援センター
3	未来 児童虐待防止に向け た啓発の推進	大田区における児童虐待への対応力を高めるため、虐待防 止マニュアルを改訂するとともに、啓発活動を推進します。	子ども家庭 支援センター
4	未来 初めてのお子さんの パパ・ママ子育て教 室	乳児とパパ・ママと一緒に参加する教室を開催し、夫婦の 相互理解を深め、家族力の向上を目指します。他の子育て 家庭と子育ての悩みを共有することで、子育ての不安解消 と仲間作りにつなげていきます。	子ども家庭 支援センター
5	見守りサポート事業	虐待により、一時保護や施設入所した児童が家庭に戻った 時や軽度の虐待と認定されたとき、その家庭に対し、児童 相談所の要請により、見守りサポート支援を行います。	子ども家庭 支援センター
6	虐待防止支援訪問	養育困難家庭、養育不安の強い家庭等、子どもの健全な成 長が懸念される家庭を訪問し支援します。	子ども家庭 支援センター

個別目標 6-3 障がい児と家庭への支援

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	未来 相談支援の充実	心身の発達に遅れや偏り、また、その疑いのある乳幼児や子育てについての心配や悩み等の発達相談を実施します。また、18歳未満の児童を対象に、通所サービス等を利用するための「障害児支援利用計画」や「サービス利用計画」の作成を行う計画相談を実施します。	わかばの家
2	未来 早期支援の推進	こども発達センターわかばの家において、発達障がい ^{※10} 児及びその疑いのある乳幼児の保護者からの相談を受け、発達状況に応じた支援を行います。	わかばの家
3	特別児童扶養手当	身体又は精神に障がいを有する児童について、障がい児の福祉の増進を図るため支援します。	子育て支援課
4	乳幼児発達健康診査	小児神経専門医による健診・指導を実施します。	各地域健康課
5	都の重症心身障がい児対策（訪問事業等）との連携・支援	都の保健師・看護師が訪問し家族とともに日常生活上の看護をし、相談に応じる都の制度に対し、区の保健師が連携をとり、障がい児と家族の支援をします。	各地域健康課
6	保育所等における障がい児の受け入れの推進	全認可園で保育を必要とする障がい児の受け入れを実施します。	保育サービス課
7	私立幼稚園特別支援教育事業	特別な支援を要する園児の教育条件の維持、向上のために必要な経費の一部を補助金として交付します。	教育総務課 (私学行政担当)
8	サポートブックかけはし作成講座の開催	継続した支援を受けるには、お子さんの生い立ちや医療・療育・教育の情報を幼児期から整理しておくことが重要です。サポートブックかけはしの普及に努め、作成講座の開催により、本人の発達の様子や得意分野を再認識し、保護者相互の交流の機会を設けます。	子育て支援課
9	障害児通所支援事業	児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の利用についての相談やサービス利用に必要な給付決定を行い、児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所などの利用を支援します。	子育て支援課
10	学童保育室での要支援児の受け入れ（再掲）	小学校6年生までの支援が必要な児童の受け入れを全学童保育室で実施します。	子育て支援課
11	大田区心身障害児（者）地域活動支援センター運営支援	心身障がい児（者）を対象としている地域活動支援センターの運営を支援します。	障害福祉課
12	特別支援学級	特別支援学級への介添員の派遣及び教材等整備を行います。	学務課 指導課

（注※10）乳幼児期に様々な原因が影響し、発達の遅れや機能獲得の困難さが生じた状態。

No	個別施策	取り組み内容	関係課
13	特別支援教育実施体制の整備	特別支援教育における教育内容・方法を充実し、小中学校における総合的支援体制を整備します。	学務課 指導課
14	保育所・児童館・民生委員等との連携	関係機関との情報交換等の連携と子育て支援の充実のため連絡会を実施します。	各地域健康課
15	関係機関との連携強化	関係機関や児童発達支援事業所とネットワークを構築し、発達障がいに関する地域支援力の向上と人材育成・啓発を促進します。	わかばの家 子育て支援課
16	発達障がいの理解啓発の促進	発達障がいの理解啓発と地域支援力の向上のため、講演会・シンポジウムの開催、啓発パンフレットの作成・配布を行います。	わかばの家 子育て支援課

個別目標 6－4 外国人家庭への支援

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	未来 多文化共生推進センター事業の充実	日本語が不自由な在住外国人が区内で安心安全に暮らせるよう、多文化共生推進センターにおいて、外国人を対象にした日常生活に関する相談や、区立施設への通訳派遣・翻訳を、英語、中国語、タガログ語等の多言語で行います。	国際都市・ 多文化共生推進課
2	未来 身近な暮らし情報の発信	日本語を母語としない外国人が地域で安心して生活できるよう、必要な地域情報、身近な生活情報などを、より多くの言語やルビ付きのわかりやすい日本語で提供します。	国際都市・ 多文化共生推進課
3	未来 外国人のための日本語教室の充実	日本語が不自由なため未就学となっている外国人等の子どもにも日本語指導を行うことで、就学に結び付けます。	国際都市・ 多文化共生推進課